

「特産品開発セミナー実施事業」公募型プロポーザル実施要項

1 事業主旨

上市町観光協会では、国の地方創生加速化交付金を活用して実施する地域連携「上市まちのわ」推進事業を上市町から受託いたしました。

本事業において、上市町の地域活性化事業の中心である「森林セラピー」により、周辺観光地を巻き込んだ体験型プログラム（ツアー）の造成とブラッシュアップを図りつつ、ガイド育成と特産品を活用した飲食物・お土産品等の開発を行い、上市町ならではの魅力を体感できる「上市ブランド」の観光商品の充実と販売を促進して参ります。

つきましては、地域資源を活用した魅力的ある特産物や土産品を創出し、ブランド化を図る人材を育成するため、特産品開発セミナーを実施するものです。

2 事業概要

別紙「特産開発セミナー実施事業 仕様書」のとおり

3 委託期間

契約日（平成 28 年 6 月 1 日を予定）から平成 29 年 3 月 31 日まで

4 委託金額

委託金額は 1,100 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とします。

5 委託契約の方法

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とします。

(2) 契約事業者の選定

公募によりセミナー実施に関する企画提案書を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案者を契約予定者とします。

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 民間企業、NPO法人、これら以外の法人又は個人事業主で事業を適切に実施できること。
- (2) 起業時から本社を富山県内に有すること。
- (3) 事業所の概ね半数以上を富山県内に有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 国及び地方公共団体等において指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）

に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (7) 法人等、法人等の代表権を有する者等（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の団体等にあつてはこれらに相当する職にある者及びこれらの者以外に団体等の経営に事実上参加しているものをいう。）又は法人等の被用者（代表権を有する者等を除く全ての従業員、構成員及びこれらに相当するものをいう。）が、暴力団関係者その他暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 法人税等の滞納がないこと。
- (9) その他、受託者として適切であると認められる者であること。

7 提案内容

- (1) 事業（セミナーの実施）内容と実施体制
- (2) 類似業務の実績（過去の国、県、市町村からの受託事業実績等）
- (3) 委託事業終了後の事業展開
- (4) 事業費の積算内訳

8 応募方法

- (1) 提出書類

次の書類を各1部提出してください。

- ・応募申請書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・事業計画書（様式3）
- ・収支予算書（様式4）
- ・納税証明書
- ・定款又は寄付行為、登記事項証明書等（法人でない場合は、規約及び構成員名簿等）
- ・組織、人員、業務内容及び業績等がわかる書類
- ・直近2年度分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録又はこれらに類する書類

- (2) 提出方法

提出書類1部を持参又は簡易書留で郵送してください。

なお、持参される場合は、事前に日時をご連絡ください。

- (3) 提出先及び問合せ先

上市町観光協会事務局（上市町役場3階産業課内） 事務担当／川口

〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺1

TEL：076-472-1111（内線361）

E-mail：s.shoukou@town.kamiichi.toyama.jp

- (4) 提出期間

平成28年5月9日（月）から平成28年5月20日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

9 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

書類によるプロポーザル方式とし、プレゼンテーションは実施せず、参加各社からの提案された企画を「葉膳特産品開発セミナー実施事業者選定委員会」にて審査・協議のうえ、最も優れた企画を提案した者を選定します。

(2) 審査基準

項目	配点
① 企画内容の目的適合性、有効性	50
② 企画内容の実現性、計画性、持続性	30
③ 地域社会への波及効果	10
④ 経費の妥当性	10
評価点合計	100

※ 審査内容は非公開とします。

10 審査結果

審査結果は、平成28年5月27日（金）までに全参加者へ通知します。

11 契約方法

書類審査で選定された者を契約締結候補者として業務内容の細部について打合せを行った上で、必要な場合は改めて見積書の提出を求め、随意契約により委託契約を締結します。

12 スケジュール

平成28年4月18日（月）	募集開始 ※上市町観光協会及び上市町の窓口・HPにて広告
5月9日（月）	企画提案書受付開始
20日（金）	企画提案書提出締切
27日（金）まで	書面審査、審査結果通知
下旬	契約締結

13 その他

- ・別紙の留意事項を必ずご確認のうえ、提案書を作成してください。
- ・提出書類の様式は、上市町観光協会又は上市町のホームページからダウンロードしてください。
- ・本事業の提案に係る費用は、全て応募者の負担とします。
- ・提出書類等の内容について、必要により関係機関に照会する場合があります。
- ・国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となります。
- ・提出書類は返却しません。なお、提出書類は、上市町情報公開条例に基づき開示等を行う場合があります。

特産品開発セミナー実施事業 仕様書

1 特産品開発セミナーの実施

(1) 達成目標

- ・地域資源（地元農産物等）、商品開発、デザイン、レシピ開発、商品化までの事業計画策定等の基礎知識の習得
- ・町内の農業者と商業者（食品加工業者、飲食業者）との連携及び6次産業化の促進

(2) 実施回数

6回以上（1回3時間以上）

(3) 受講対象者

- ・新規事業への参入や町内の地域資源を活用した商品開発を検討している事業者
- ・6次産業化や商業者との連携を検討している農業者
- ・特産物やお土産品、飲食物レシピの開発に興味があるかた。
- ・町内で創業や就職を検討しているかた

(4) 開催場所：上市町内

2 上記セミナーの実施に関連する業務

(1) 受講内容の企画、講師の選定及び手配

(2) テキスト等の作成・配付

(3) セミナー参加者の募集（チラシ・ポスター等の作成及び配付など）

(4) 会場の手配、準備、片付け等

3 その他

(1) この事業は、国の「地方創生加速化交付金」を活用した事業であり、別紙留意事項及び委託契約書等に基づき、委託事業を適正に実施すること。

(2) この仕様書に定めのない事項については、受託企業（団体）等と上市町観光協会が必要に応じて協議するものとする。